

環境省における災害廃棄物処理に係る 補助金制度について

～補助金制度を活用するためには必要な事務手続き～

令和7年5月20日
環境省 近畿地方環境事務所 資源循環課

目 次

1. 災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の概要について
2. 災害等報告書の概要について
3. 災害査定（実地調査）の概要について
4. 直近4か年の近畿管内における災害等廃棄物処理事業費補助金の申請状況

1. 災害等廃棄物処理事業及び 廃棄物処理施設災害復旧事業の概要について

環境省における災害関係事業について

災害関係の補助金制度は、「災害等廃棄物処理事業」「廃棄物処理施設災害復旧事業」の2種類。

▶ 災害等廃棄物処理事業

(概要)

暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、「災害等廃棄物処理事業費補助金」により被災市町村に対して財政的に支援。

①対象となる事業主体 市町村等（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）

②補助率 災害廃棄物の処理に要した総事業費の1／2

③補助根拠：

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条

国は、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

○廃棄物処理法施行令 第25条

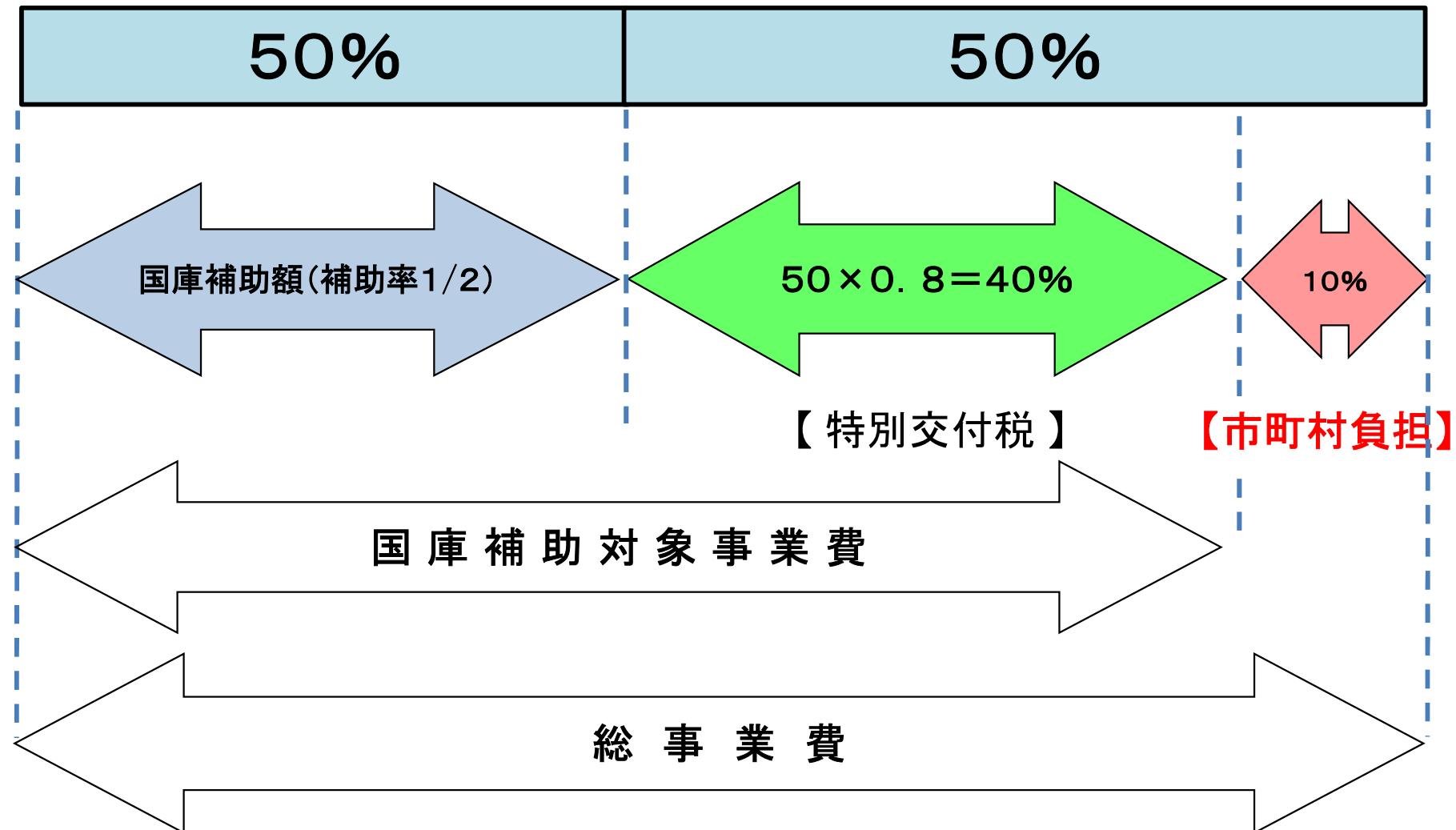
法第22条に規定による市町村に対する国の補助は、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用の二分の一以内について行うものとする。

災害等廃棄物処理事業費

災害等廃棄物処理事業は、市町村(一部事務組合・広域連合を含む)が災害その他の事由のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条の規定に基づき、市町村に対し国庫補助を行うものである。

	通常災害 (右記以外)	激甚災害 (平成30年 7月豪雨)	熊本地震 (平成28年4月)	阪神・淡路 大震災 (平成7年1月)	東日本大震災 (平成23年3月)	
対象の市町村	被災市町村	激甚災害による負担 が一定の水準を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一 定割合を超えた市町村	特定被災地方公共団体である市町村	特定被災地方公共団体である市町村
国庫補助率	1/2	1/2		1/2	1/2	対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて 10/100以下の部分は5/10、 10/100超20/100以下の部分は8/10、 20/100超の部分は9/10 ※東日本大震災財特法
GND基金	—	—	—	事業費の2.5%(国庫補助及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、熊本県に設置した基金を取り崩して措置	—	地方負担額の実情を考慮した地方の一時負担の軽減のため、基金を用い国の実質負担額を平均95%とする。 ※東日本大震災がれき特措法
地方財政措置	地方負担分の80%について特別交付税措置	左記に加え、さらに残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置 ※起債充当率100%	(1)災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100%	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について特別交付税措置 ※起債充当率100%	地方負担分の全額について、震災復興特別交付税により措置	
	90%	95.7%	97.5%			100%
			最大99.7%(* ※環境省試算に基づく)			

(災害等廃棄物処理事業費補助金にかかる一般的な補助割合のイメージ)



環境省における災害関係事業について

災害関係の補助金制度は、「災害等廃棄物処理事業」「廃棄物処理施設災害復旧事業」の2種類。

➤ 廃棄物処理施設災害復旧事業

(概要)

暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業及び応急復旧事業に係る費用について、「廃棄物処理施設災害復旧事業補助金」により被災施設等に対して財政的に支援。

①対象となる事業主体 都道府県、市町村等（一部事務組合を含む）所有の廃棄物処理施設

②補助率 被災施設を原形に復旧する事業及び応急復旧事業に要した総事業費の1／2

③補助根拠 平成26年度予算から当初予算に計上

廃棄物処理施設災害復旧事業費

廃棄物処理施設災害復旧事業については必要経費の1/2を補助し、市町村等の負担を軽減し 生活の早急な回復を図ります。

	通常	新潟県 中越地震	熊本地震	阪神・淡路 大震災	東日本大震災
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設 浄化槽(市町村整備推進事業) 産業廃棄物処理施設 広域廃棄物埋立処分場 PCB廃棄物処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設 浄化槽(市町村整備推進事業) 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設 広域廃棄物埋立処分場 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設 浄化槽(市町村整備推進事業)
国庫補助率	1/2	8/10	8/10	8/10	特定被災地方公共団体の標準税収入に対する災害復旧事業費の割合に応じて 20/100以下の部分は80/100、 20/100を超える部分は90/100 (東日本大震災財特法) その他の市町村については次により補助 1/2 (交付要綱)
地方財政措置	<u>地方負担分の全額について、一般単独災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の47.5%（財政力補正により85.5%まで）について普通交付税措置</u>	<u>地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置</u>	<u>地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置</u>	<u>地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置</u>	<u>地方負担分の全額について、震災復興特別交付税により措置</u>
	73.75%～92.75%	99%	99%	99%	100%

災害等廃棄物処理事業補助金等に係る災害の採択要件の範囲

被災＝補助対象ではない。採択要件を満たしていなければ国庫補助を受けることはできません。

いくつかの採択要件があるが、代表的な「降雨」「暴風」については以下のとおり。

事　項	採択の範囲	説　明
1. 災害原因 (1) 降雨	最大24時間雨量が80mm以上。 ただし、80mm未満であっても時間雨量が特に大である場合（ 時間雨量が20mm以上 ）は被害状況による。	<p>①降り始めからの総雨量ではないことに留意。採択にあたっては、始終期は問わないが、24時間雨量が最大値になる部分の確認が必要。</p> <p>②時間雨量（20mm）による採択は最大24時間雨量に対する例外処置である。</p> <p>*一般的な0時から24時までの24時間雨量ではないことに留意すること。</p>
(2) 暴風	最大風速が15m/secであること。	<p>①最大風速とは10分間の平均風速であり、最大瞬間風速ではないことに留意。</p> <p>②被災施設の所在地に観測施設がない等の場合には、近傍の観測地における数値から判断するが、他の施設の被災状況をも考慮する。</p>

災害等廃棄物処理事業費に係る補助対象範囲

被災家屋から排出された災害廃棄物

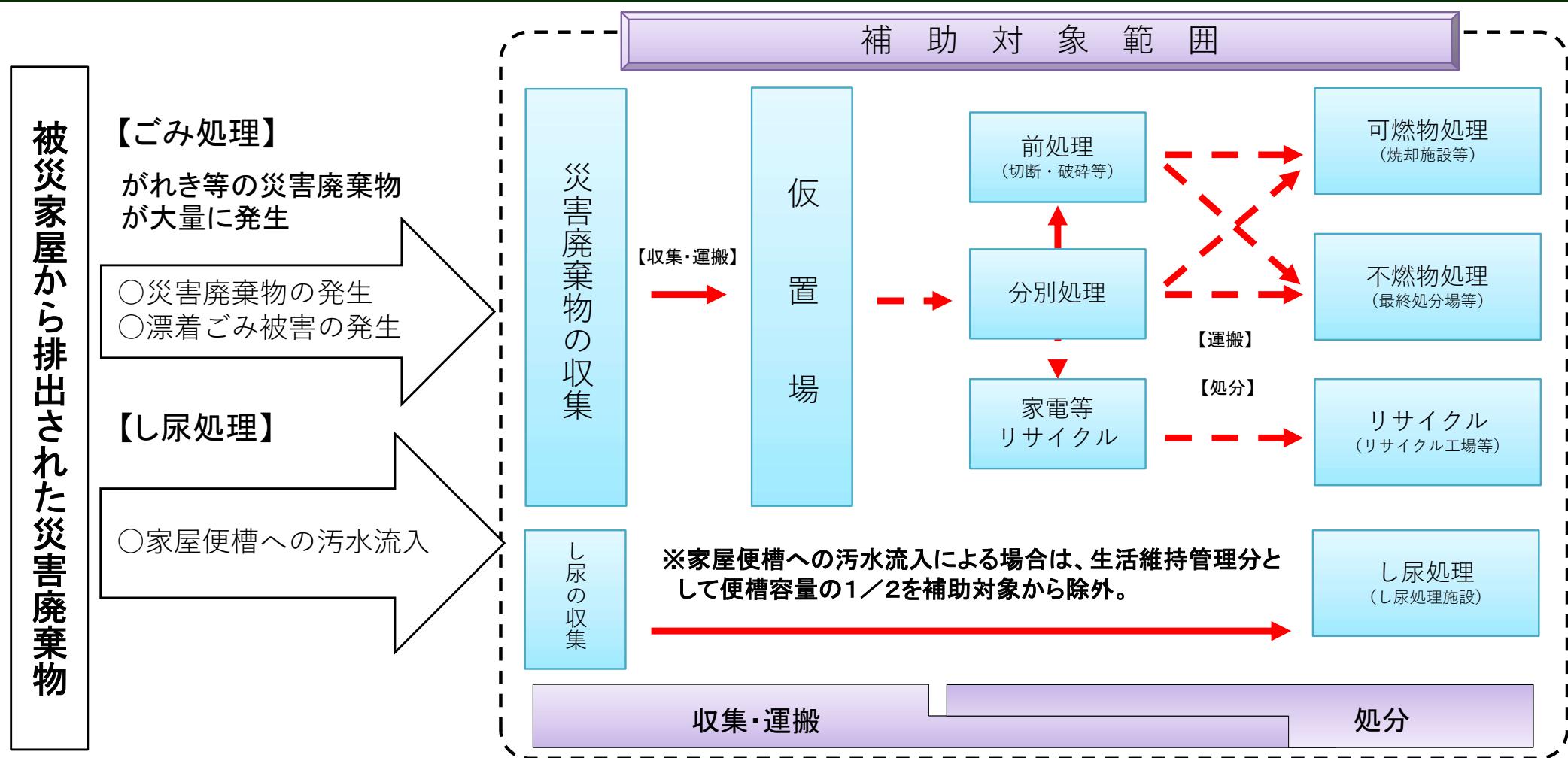
【ごみ処理】

がれき等の災害廃棄物
が大量に発生

- 災害廃棄物の発生
- 漂着ごみ被害の発生

【し尿処理】

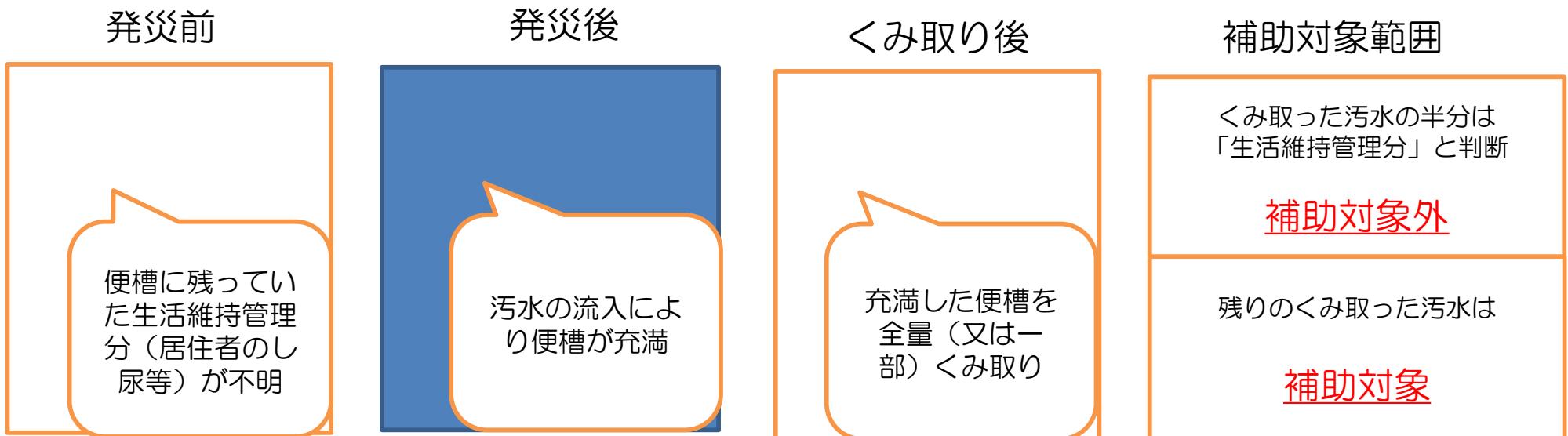
- 家屋便槽への汚水流入



【主な補助対象経費】

- ・労務費(作業従事者に対する賃金)
- ・自動車、機械器具(重機等)の借上料・燃料費
- ・機械器具(重機等)の修繕費
- ・し尿及びごみの処分に必要な薬品費
- ・諸経費: 仮置場及び土砂混じりがれき処理にかかる委託業務に要する額の15%以内(令和4年度以降適用)
- ・委託料(委託先が市町の場合、条例に基づき算定された手数料)
 - ・家电リサイクル法の対象となる家电製品の処理に係る費用
 - ・し尿の汲み取り費用

災害等廃棄物処理事業費に係る補助対象事業 (し尿くみ取りの補助対象外の考え方)



- 災害等廃棄物処理事業費補助金の補助率は、総事業費の $1/2$ と申し上げましたが、この「し尿くみ取り費」については、総事業費の $1/4$ が補助率となる仕組み
- 災害により流入した汚水分の処理に係る事業費は対象とするが、被災された個々の便槽に残っていた生活維持管理分（いわゆる発災前までの被災者のし尿分）については補助対象にはならないという仕組み
- ただ、この生活維持管理分の残量は、各便槽により違うので全体のくみ取り分の内、その半分は生活維持管理分、残りの半分は流入した汚水分としてカウントするという考え方を要項、要領上で整理
- いわゆる片付けごみの処理に係る総事業費が100万円必要であった場合の補助額は50万円になるのに対して、し尿分の処理に係る総事業費が100万円必要であったとしても、その内の50万円は生活維持管理分、残りの50万円が流入した汚水分と考え、流入した汚水処理にかかる費用、50万円の $1/2$ の25万円が補助額になるという考え方です。

災害等廃棄物処理事業費・廃棄物処理施設災害復旧事業費の補助対象から除外される事業

●補助対象から除外される事業

- ・1市町村の事業に要する経費が、以下に掲げる限度額未満のもの。

政令市及び政令市を含む一部事務組合 : 限度額80万円

市町村及び政令市を含まない一部事務組合 : 限度額40万円

(* 政令市とは、地方自治法上の指定都市をいう。)

* 過去に、補助申請の総事業費は限度額を満たしていたが、災害査定の結果、一部の事業に対して減額されたため総事業費が限度額未満となり、適用除外(いわゆる失格扱い)となったケースがあった。

● 1施設あたりの復旧事業に要する経費の限度額(この額未満は対象外)

施設名	限度額
一般廃棄物処理施設	<ul style="list-style-type: none">➤ それぞれの施設ごとに、市が所有する廃棄物処理施設にあっては150万円、町村にあっては80万円➤ ただし、一部事務組合等については、組合構成市町村の人口が3万人以上の組合にあっては150万円、3万人未満の組合にあっては80万円
浄化槽(市町村整備推進事業)	<ul style="list-style-type: none">・市町村にあっては40万円

2. 災害等報告書の概要について

補助金制度を活用するために必要な災害等報告書（概要）

- この災害等報告書は、被災した市町村が、国庫補助を申請するためには必要な資料であり、後ほど説明する「災害査定」の際に、災害の事実、発生した災害廃棄物の処理に係る事業費を確認するために必要となる資料となり、非常に重要な報告書。
- これらの作成方法等についてまとめた「災害関係業務事務処理マニュアル」（令和5年12月改訂）について、環境省HPで公表しているので、後ほど確認して下さい。

災害等報告書に添付する主な資料

◆ 災害時の気象データ

- ・補助金の採択要件を満たしているか、どうかを確認するために必要な資料

◆ 地図（行政区域図等）

- ・被災状況や被災の範囲等を確認するために必要な資料

◆ 写真

- ・発生した災害廃棄物の処理及び施設復旧の状況を確認するために必要な資料

◆ 事業算出内訳の根拠資料

- ・各事業の妥当性や必要性等を確認するために必要な資料

* 災害査定は基本的に机上査定となる関係上、特に写真は重要な資料となるので発災直後から必要以上撮るなどの準備が必要です。

災害等報告書に添付する各種資料の詳細について（その1）

気象データ

		〇〇市					〇〇市		
年月日時	降水量(mm)	気温(°C)	湿度(%)		年月日時	降水量(mm)	気温(°C)	湿度(%)	
2023/6/1 0:00	0	13.5			2023/6/2 0:00	2			
2023/6/1 1:00	0				2023/6/2 1:00	1			
2023/6/1 2:00	0				2023/6/2 2:00	3			
2023/6/1 3:00	0				2023/6/2 3:00	5			
2023/6/1 4:00	0				2023/6/2 4:00	4			
2023/6/1 5:00	0				2023/6/2 5:00	5			
2023/6/1 6:00	0				2023/6/2 6:00	18			
2023/6/1 7:00	0				2023/6/2 7:00	45			
2023/6/1 8:00	0				2023/6/2 8:00	35			
2023/6/1 9:00	0				2023/6/2 9:00	18			
2023/6/1 10:00	0				2023/6/2 10:00	5			
2023/6/1 11:00	0				2023/6/2 11:00	2			
2023/6/1 12:00	0.5				2023/6/2 12:00	2			
2023/6/1 13:00	0.5				2023/6/2 13:00	1			
2023/6/1 14:00	1				2023/6/2 14:00	0.5			
2023/6/1 15:00	1				2023/6/2 15:00	0.5			
2023/6/1 16:00	0.5				2023/6/2 16:00	0			
2023/6/1 17:00	1				2023/6/2 17:00	0			
2023/6/1 18:00	1				2023/6/2 18:00	0			
2023/6/1 19:00	2				2023/6/2 19:00	0			
2023/6/1 20:00	1				2023/6/2 20:00	0			
2023/6/1 21:00	3				2023/6/2 21:00	0			
2023/6/1 22:00	1				2023/6/2 22:00	0			
2023/6/1 23:00	1				2023/6/2 23:00	0			
	13.5					147			

○ポイント:

- ・24時間降雨量の考え方としては、始終期は問わない。24時間雨量の最大値になる部分の確認が必要。
- ・この48時間雨量データの場合は、6月2日の0時～24時までの147mmではなく、24時間雨量の最大値は6月1日の14時～6月2日の14時までの158.5mmが24時間最大雨量となる。

○ポイント:

- ・これまでには、気象データに原本証明(首長等の)を求めていたが、現在は不要。
- ・ただし、データの出典は必ず記載すること。

出典：〇〇地方気象台 〇〇観測地点における観測データ

災害等報告書に添付する各種資料の詳細について（その2）

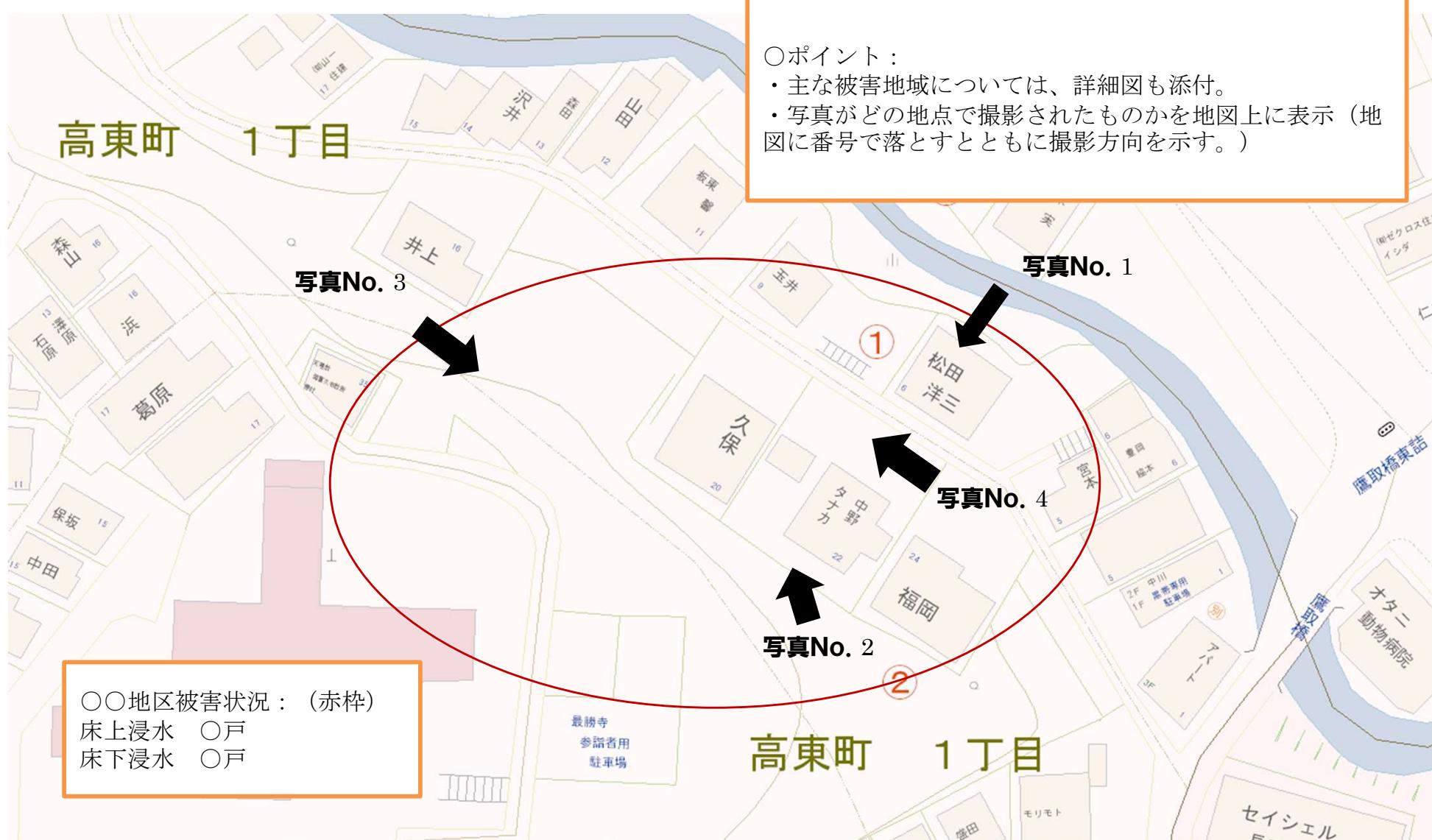
行政区域図（記載例）



*地図の出典を記載すること。

災害等報告書に添付する各種資料の詳細について（その3）

詳細図 No.1 (○○市○○町○○地区) (記載例)



災害等報告書に添付する各種資料の詳細について（その4）

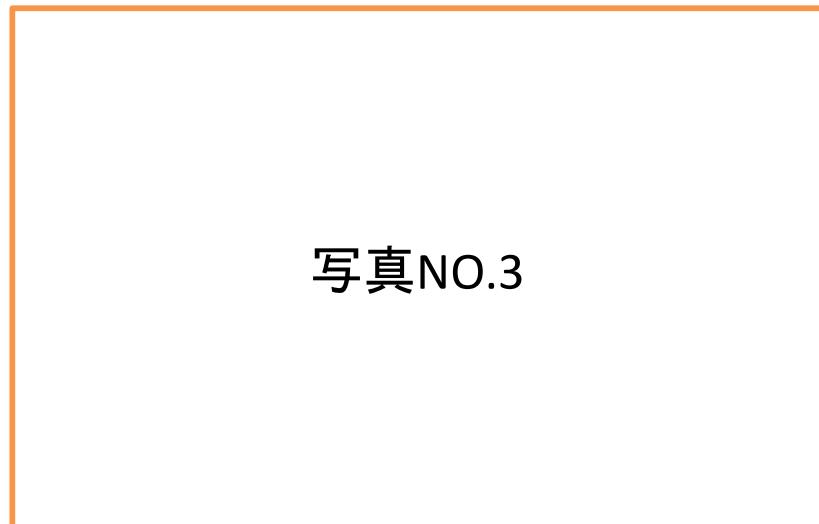
詳細図 No.1 (○○市○○町○○地区) (写真)



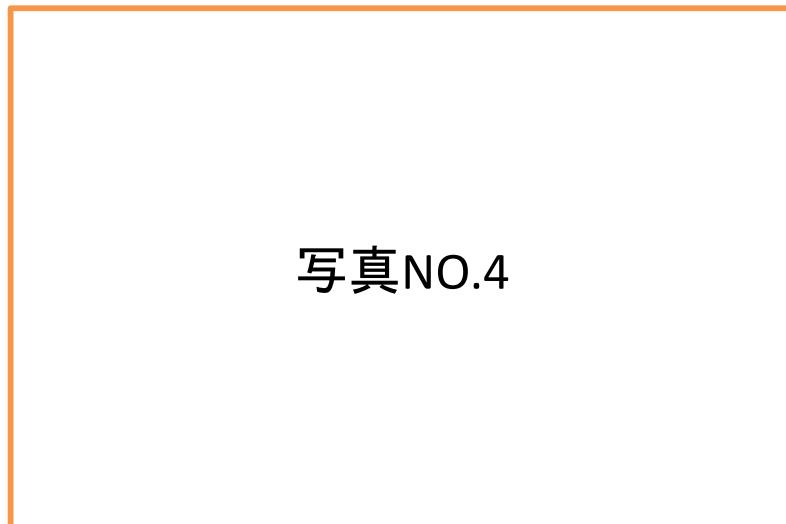
写真NO.1



写真NO.2



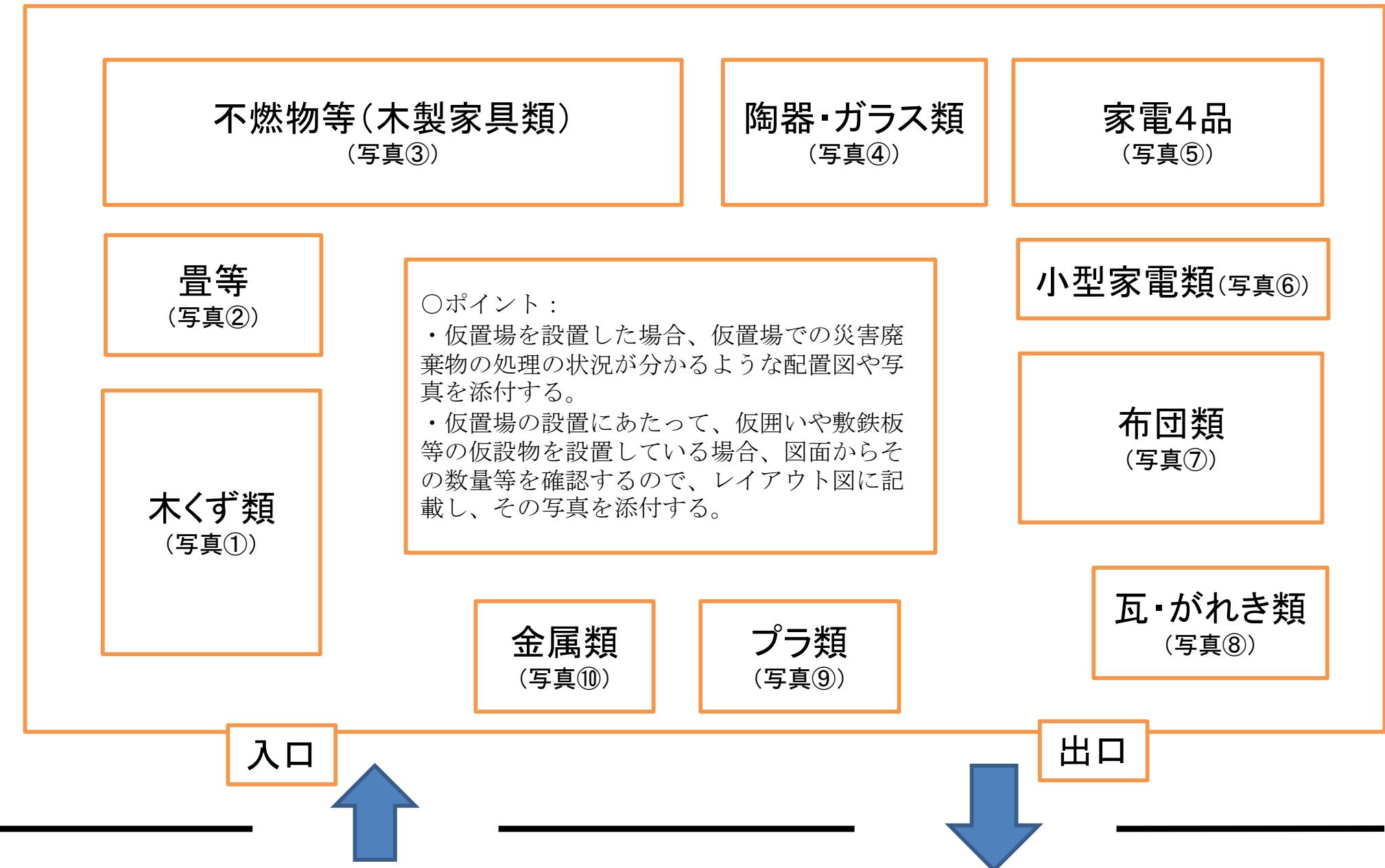
写真NO.3



写真NO.4

災害等報告書に添付する各種資料の詳細について（その5）

○○仮置場レイアウト図（記載例）



災害等報告書に添付する各種資料の詳細について（その6）

○○仮置場の積載状況（写真）

写真①

木くずの集積状況

写真②

畳等の集積状況

写真③

不燃物等(木製家具類)の集積状況

写真④

陶器・ガラス類の集積
状況

写真⑤

家電4品の集積状況

○ポイント：

- ・仮置場において、ブルーシートや虎ロープ等、飛散防止対策用として使用した消耗品等もその使用状況（枚数等が確認できるようになることが望ましい。）が確認できる写真も貼付すること。

- ・家電類等についても、写真でその台数等が確認できればわかりやすい。

災害報告書を作成する上で、随意契約、3者見積りの取扱いについて、押さえておくべき基本的なポイントは以下のとおり。

- ◆ 災害時には復旧のための需要が増加するなど、業者や物資が不足し、価格が高騰する傾向になります。また、入札を行う十分な時間が確保できない等、1者しか見積りが取れない場合、地方自治法施行令第167条の2に係る随意契約による発注が行われることが、過去の災害査定時においても多く見られます。災害査定時において、国（査定官、立会官とも）として、それらの契約行為自体を否定するものではありません。
ただ、その理由が（随意契約理由書等）が明確に説明できない（説明が不十分である等）ことにより査定の対象（減額査定、最悪の場合はゼロ査定）になる可能性があるので、災害協定に基づく1者随契以外は、3者見積り（例えば消耗品一つ購入する場合においても）を取ることを心掛けていただきたい。
- ◆ 3者見積りを取る場合、見積辞退というケースもあると思いますが、それも見積書として有効であり、特に初動期は見積りを取ることが困難な状況も多く、業者からの正式な見積書（又は見積辞退書）が取れない場合は、例えば、電話等による業者への聞き取り内容をメモに残しておくこと。（例：いつ、だれが、誰と、その理由（見積りが取れない状況）等）過去の事例として、そのメモ書きを見積辞退書として、災害査定時に認められた事例もあります。

災害等報告書に添付する各種資料の詳細について（その8）

災害報告書を作成する上で、労務費の取扱いについて、押さえておくべき基本的なポイントは以下のとおり。

- ◆ 労務費については特に、査定官、立会官の目に留まりやすい項目（災害査定において実績が確認しやすい）であり、労務費に係る、単価と員数（実績）が確認できる資料を整理しておくこと。単価であれば契約書や請書等、員数（実績）であれば、作業日報等、作業員の作業内容が確認できる写真の添付が必要となります。ここで重要なのは、受託業者が作成した作業日報等（成果物）については、発注者である市町村担当者が必ず検収すること。
- ◆ 仮置場での交通誘導員についても、災害査定時に指摘されやすいので、その必要性が確認（説明）できる資料を整理しておくこと。（例：仮置場の交通誘導員の配置図、当時の仮置場の出入り口などの混雑状況が確認できる写真（搬入する車両の渋滞状況が確認できる写真等））
- ◆ シルバーリソースセンターへの委託業務については、過去の事例として、災害廃棄物処理の現場においても、仮置場の受付業務や荷下ろし・分別作業の補助等、災害時に貴重なリソースとして活用事例が多く、これらについても単価（例：請書等）や員数（例：作業日報、作業状況が確認できる写真）が確認できる資料を整理しておくこと。

災害等報告書に添付する各種資料の詳細について（その9）

災害報告書を作成する上で、手数料等の取扱いについて、押さえておくべき基本的なポイントは以下のとおり。

- ◆ 家電リサイクル料金を計上する場合、既に処理が完了しているものについては、その処理実績が確認できる資料を整理しておくこと。（例：リサ券、RKC（家電製品協会）からの請求書、仮置場での処理前の廃家電の保管状況の写真）未処理分については、処理に必要な費用（数量とも）が確認できる資料を整理しておくこと。（例：4品目別にメーカー、サイズ（大小）、リサイクル料金、運搬料金等を整理した一覧表の作成、仮置場等で保管されている状況の写真、この写真については品目別に個数が確認できるよう整理しておくことが重要です。）
- ◆ 他の自治体への処理委託分に係る手数料、一部事務組合への処理委託分に係る分担金を計上する場合、それらの費用が確認できる資料の整理が重要。（例：他の自治体分については、単価の根拠となる手数料を記載した条例等、計量伝票等。一部事務組合分については、これらの手数料が次年度の構成市町村の分担金に反映されるケースが多く、災害査定時に手数料が明らかになっていない場合、過去の事例として、直近3か年の年間処理量と分担金から単価を算出、災害で持ち込んだ数量（計量伝票）を乗じて必要な手数料（追加される分担金）を算出する。一組への分担金の増加分は、この試算方法がこれまでの災害査定では一般的で、特に災害査定時に問題となつた事例はありません。）

災害等報告書に添付する各種資料の詳細について（その10）

災害報告書を作成する上で、消耗品等の取扱いについて、押さえておくべき基本的なポイントは以下のとおり。

- ◆ まず、過去に補助対象として認められた事例を紹介いたします。
 - ・収集運搬時に使用又は仮置場の現場で使用した手袋（軍手等）
 - ・飛散防止のために設置したネット、ブルーシート、虎ロープ等
 - ・土砂混じりがれきを撤去する際に使用した土のう袋、フレコン等
 - ・仮置場で使用する案内用の立て看板等
- ◆ これらの消耗品は一般的にはホームセンター等で購入され、災害査定時に、それらの納品書や請求書により単価と員数（数量）を証明されるケースが多いですが、災害査定時において、価格の妥当性（安価であったのか）、写真でそれらを使用した証明、購入した消耗品全てを使い切った等の証明ができず、減額査定（最悪の場合はゼロ査定）になったケースが過去にありました。そのため、価格の妥当性は3者見積りにより証明する（過去にあった事例ですが、3社のホームセンターを回り、陳列された価格プレートを写真に撮り、安価であった証明をされた。）、申請する全ての消耗品の使用状況が確認できる写真、使用状況管理簿等を作成し、購入量と使用量が確認できるように整理しておくことが重要です。

災害等報告書に添付する各種資料の詳細について（その11）

災害報告書を作成する上で、機械器具修繕費、仮置場原形復旧費の取扱いについて、押さえておくべき基本的なポイントは以下のとおり。

- ◆ 過去の事例として、災害廃棄物処理中に故障が発生し、自前重機の修繕費を計上されたケースで、この重機は従来から自前の最終処分場内で場内整備に使用されていた重機で、今回の故障の原因が経年劣化に伴うものではなく、災害廃棄物の処理に伴うものであったという明確な説明が無かったため、故障の原因が経年劣化等によることも否定できず（例：災害廃棄物処理中に何らかの衝撃を受けた等）ゼロ査定になったケースがありました。このため災害時の用務による故障であったと判断することが妥当であると考えられる資料を整理しておくこと。（事例：直近の点検記録、修繕前後の故障（破損）部分の写真、メーカー等による故障の診断結果（故障原因の第3者による証明）等）
- ◆ 仮置場の原形復旧費は原則、補助対象外の取扱いになりますが、過去の事例として、人が多く立ち寄る公共性が高い公園等の場合、表層に残った、がれきを除去するための表土のはぎ取り、土入れを行う原形復旧費は認められたケースが多い。このため、表土のはぎ取りが必要な理由（例：仮置場の使用前、閉鎖後の写真、表層にプラスチックやガラス（金属）の破片が散乱している写真、表土のはぎ取り面積、立米が確認できる資料（例：表土のはぎ取り面積を仮置場の図面に表示、はぎ取りの深さ（5～10cm）の必要性が確認できる写真）を整理しておくことが重要です。

3. 災害査定（実地調査）の概要について

災害査定（実地調査）の概要

- ▶ 災害査定とは市町村等からの申請（災害等報告書）に基づき環境大臣が災害等廃棄物処理事業費等に係る国庫補助額を決めるために行う実地調査。
- ▶ 災害査定では財務省（近畿財務局）の立会の上、環境省（近畿地方環境事務所）の査定官により、災害等報告書その他関係書類の審査を行う。

災害査定時のポイント

査定当日の流れとしては、基本的には災害等報告書に沿って以下のとおり進行。
査定時間としては半日（数千万円程度）又は終日（数億円以上）程度を要する。

◆ 災害発生の事実を公的データとともに説明

- ・観測地点や雨量等、当該災害が補助事業の採択要件を満たしているかを確認

被災 = 補助対象ではないため、採択要件を満たしている事実を証明することがポイント。

◆ 写真や地図等とともに被害状況及び災害廃棄物の発生状況の説明

- ・写真、地図等を用いて被害状況を確認（写真はどこで撮影されたものかが地図上で確認できること）

◆ ごみ処理の状況を説明

- ・ごみ処理の状況を確認（収集・運搬～仮置場での処理～最終処分までをフロー図等で）

がれきの発生量は、事業費積算の根幹となる部分なので、どのように推計したのか合理的に説明できることがポイント。

◆ 事業費算出内訳の説明・確認

- ・計上された各経費について、数量の根拠、単価の根拠、契約方法等を確認

◆ 事業費の確定

- ・申請内容について確認後、事業費を確定し、査定内容について講評を実施。

計上された各経費について、数量の根拠、単価の根拠、契約方法を個別具体的に確認するので合理的に説明できることがポイント。

災害査定全体の流れ（当日の進行）

災害査定を行うにあたり、限られた時間の中で効率的な実地（査定）調査を実施するために下記事項に留意いただき、当日の調査がスムーズに行えますようご協力をお願ひいたします。

- ◆ 当日の進行については、環境省で進めて行きます。全体的な災害査定の流れ（手順）は以下のとおり。（具体的には、災害関係業務事務処理マニュアルの30ページ以降も参照ください。）
 - ・まず、被災概要の説明を（被災市町村より）お願ひいたします。
 - ・次に、災害発生時の気象データ（観測箇所、雨量データ）で採択要件を満たしていることの説明を（被災市町村より）お願ひいたします。
 - ・続いて、災害廃棄物の発生状況、その処理の状況を災害報告書の添付資料（地図、写真、データ等）で説明を（被災市町村より）お願ひいたします。
 - ・最後に、事業算出内訳の内容を査定官、立会官より項目ごとに確認を行います。
- ◆ 全ての実地（査定）調査が終了しましたら、査定官と立会官で査定内容について協議（意見交換等）を行いますので、県担当者、市町村担当者の方は、査定会場からの退席をお願いいたします。協議終了後は再入室いただき査定結果（補助額）をお知らせいたします。
- ◆ 災害査定当日に準備していただきたい資料（及び機器）
 - ・災害報告書の写し（複製版：全ての資料を含む。写真等はカラーで）3部
 - ・災害報告書の鑑、事業算出内訳書（根拠資料は除く）2部
 - ・カラーコピー機（黒と赤が分かれば問題ございません。）

災害査定（実地調査）の減額（朱入れ）事例（その1）

事業費算出内訳

事業区分	費用区分	員数	単価	金額	積算内訳
ごみ処理	(直営分)		円	円	
	ブルーシート	50枚	2,000	100,000	災害廃棄物飛散防止対策 $50\text{枚} \times 2,000\text{円} = 100,000\text{円}$
	虎ロープ	10巻	1,000	10,000	災害廃棄物飛散防止対策 $10\text{巻} \times 1,000\text{円} = 10,000\text{円}$
	小計			110,000	

ブルーシート、虎ロープとも、請求書で購入した事実は確認できた。

仮置場での使用した事実(災害廃棄物の飛散防止用)が写真で確認できない。

事業区分	費用区分	員数	単価	金額	積算内訳
ごみ処理	(直営分)		円	円	
	ブルーシート	50枚	2,000	100,000	写真等で使用状況が確認できないため 災害廃棄物飛散防止対策 50枚 × 2,000円 = 100,000円
	虎ロープ	10巻	1,000	10,000	災害廃棄物飛散防止対策 10巻 × 1,000円 = 10,000円
	小計			110,000	

災害査定（実地調査）の減額（朱入れ）事例（その2）

事業費算出内訳

事業区分	費用区分	員数	単価	金額	積算内訳
ごみ処理	(委託分)		円	円	
	仮置場運営管理費	20日	100,000	2,000,000	
	諸経費			500,000	(仮置場運営管理費の25%)
	小計			2,500,000	

作業日報、写真等で、作業内容(日数等)は確認できた。



事業区分	費用区分	員数	単価	金額	積算内訳
ごみ処理	(委託分)		円	円	
	仮置場運営管理費	20日	100,000	2,000,000	仮置場運営管理費における諸経費を上限(15%)まで減額。
	諸経費			300,000	
	小計			2,300,000	
				500,000	諸経費を上限の15%まで減額
				2,500,000	(仮置場運営管理費の25%)

災害査定（実地調査）の減額（朱入れ）事例（その3）

事業費算出内訳

事業区分	費用区分	員数	単価 円	金額 円	積算内訳
し尿処理	(委託分)				
	し尿くみ取り (運搬費)	17,100ℓ	972 /180ℓ	92,340	くみ取り家屋数 95戸
	し尿処理	17,100ℓ	30/ℓ	513,000	

計量伝票等で運搬数量、処理数量の確認はできた。

605,340

くみ取り運搬費、処分費については、生活維持管理分として1／2を補助対象から除外。

事業区分	費用区分	員数	単価 円	金額 円	積算内訳
し尿処理	(委託分)				
	し尿くみ取り (運搬費)	17,100ℓ	972 /180ℓ	46,170 92,340	生活維持管理分として1／2を減額 くみ取り家屋数 95戸
	し尿処理	17,100ℓ	30/ℓ	256,500 513,000	
小計				302,670 605,340	

4. 直近4か年の近畿管内における災害等廃棄物 処理事業費補助金の申請状況

近畿管内大規模な災害の発生状況

(災害等廃棄物処理事業費補助金等の申請に係る災害件数及び申請額：近畿管内)

年 災	令和6年災	令和5年災	令和4年災	令和3年災	平成30年災
地 震	—	—	—	—	1回
台 風	—	1回	—	—	2回
集中豪雨	1回	1回	2回	—	1回
その他(竜巻等)	—	—	1回	1回	1回
災害内訳	7月豪雨	6月豪雨(注) 台風7号	7月豪雨 8月豪雨 融雪(3月)	1月暴風	大阪北部地震 台風21号 台風24号 7月豪雨 竜巻

年 災	令和6年災	令和5年災	令和4年災	令和3年災	平成30年災
被災市町村からの 申請数(件)	1	16	5	1	113
被災市町村からの 申請額(百万円)	7	642	94	1	4, 339

(注) : 令和5年6月の台風2号に伴い、和歌山県北部に線状降水帯が発生、甚大な浸水被害があり、10市町から国庫補助の申請がありました。

・詳しくは、

「災害関係業務事務処理マニュアル」をご確認下さい

ホーム > 政策分野・行政活動 > 政策分野一覧 > 廃棄物・リサイクル対策 > 廃棄物処理の現状 > 災害廃棄物対策関連

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/manual140625set.pdf>

ご静聴ありがとうございました。